市長等の定義について

■近隣市の事例

自治体名	表記	定義
①牧之原市	市長等	市長（公営企業管理を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
②掛川市	市長等	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
③焼津市	市長等	市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含みます。）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

■島田市の例規での「市長等」の取扱

例規名	表記	定義
行政情報ネットワーク運用規程	市長等	市長、副市長、教育長、部長及び部長相当職
職員等の旅費に関する条例	市長等	市長、副市長、教育長及び病院事業の管理者

■一覧表

項目	市長	公営企業管理者	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	公平委員会	農業委員会	固定資産評価審査委員会
①	○	○	○	○	○	○	○	○
②	○		○	○	○	○	○	○
③	○	○	○	○	○	○	○	○
④	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	○	○	○	○	○	○	○	○

■島田市の例規での執行機関を表す表記

例規名	表記	定義	備考
④行政手続条例	市の機関	地方自治法第２編第７章の規定に基づいて設置される市の執行機関、水道事業の管理者（地方公営企業法第８条第２項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者、消防本部、消防署若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。	※消防広域化により消防本部、消防署はなくなった。
⑤情報公開条例	実施機関	市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第８条第２項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者及び消防長をいう。	※消防広域化により消防長はなくなった。

■事務局提案

例規名	表記	定義
⑥自治基本条例	市長等	市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。